

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
高法	2年・3年・修了生		

設問1

現代法

1 (1) XはYに対し、取締役Yの職務解任権行使に際して損害賠償責任(会社法423条1項、以下「損害賠償責任」と称す)を代表取締役(847条1項、3項)の形に請求する。

5 XはY社の「株主」として、適人として平成20年6月1日現在に株式を保有している。Xは847条1項の「当該月前から引き続き」株式を有する株主として代表取締役を適法に請求する。

10 (2) 平成20年6月1日現在、XはY社の「株主」として、適人として平成20年6月1日現在に株式を有する株主として代表取締役を適法に請求する。

15 (3) XはY社の「株主」として、適人として平成20年6月1日現在に株式を有する株主として代表取締役を適法に請求する。

20 (4) XはY社の「株主」として、適人として平成20年6月1日現在に株式を有する株主として代表取締役を適法に請求する。

25 (5) XはY社の「株主」として、適人として平成20年6月1日現在に株式を有する株主として代表取締役を適法に請求する。

30 (6) XはY社の「株主」として、適人として平成20年6月1日現在に株式を有する株主として代表取締役を適法に請求する。

全体として述べた通り、この点は設問に必要がないであろう。

Yの「株主」として、適人として平成20年6月1日現在に株式を有する株主として代表取締役を適法に請求する。

4項 A社の倒産に際して、暴力団のフロント企業であるC社へ資金が流れていることが判明したことにより、YはC社の代表取締役を適法に請求する。

民法 644条

本件は、取締役解任権の行使に適用される場面ではないと考えられる。

5

10

15

20

25

30

「事実上」
(事実の正確な引用
に努めよう)

↓ 全体コソトで
述べた通り、
この点は言及する必要所
ないであろう。

2ページ

高等司法研究科

評価(ABCD)

B

1301

(831条1号)

10

15

20

1

25

5

10

15 |

25

30

Eが
本件決議にあたり
Yを説く発言
を黙殺していた
ことも踏まえて
評価できる
とよいと思います。

1. 答案の型について

採点した答案は、①はじめに要件を列挙するもの、②要件を列挙せず要件ごとにナンバリングや段落分けをするもの、に大まかに分かれました。いずれの型でも構わないのはもちろんなのですが、要件の検討漏れがないよう気を付けましょう。

2. 善管注意義務違反という任務懈怠の論述方法

注意義務違反を論述する際には、①不審事由の存在から、②注意義務の内容（いつの時点で、どのような義務を負うか）を明らかにしたうえで、③注意義務の違反があったことを示します。本問では、例えば、平成29年8月以降もA社の売掛金の額は増えつづけており、Z社は平成31年4月にA社顧問税理士からA社のC社に対する売掛金の額が突出して高くA社の資金繰りにも影響が出るので早急に何らかの対処を行った方がよいという報告を受け、平成31年4月8日の定例取締役会ではZ社取締役からもA社への詳細な調査したほうがよいとの意見も出ていたことから（①）、Z社代表取締役としてZ社の完全子会社たるA社の利益を最大化し、ひいてはZ社の利益を最大化する責務を負うYは、平成31年4月頃にはA社とC社間の取引状況といったA社の財務状況を調査する義務を負っていたところ（②）、Yは同義務に反してA社への調査を行わなかった（③）、というように述べることができます。

3. 論述内容を絞る必要性和その方法

設問1では「考えられる主張及びその主張の当否」が問われていることに加え、設問2で（問1）が独立した問題とされていることからすると、設問1では責任追及等の訴えの訴訟要件を述べる必要がないと考えられます。また、「責任追及等の訴えを提起する場合」とされていることから、会社法429条1項に基づく損害賠償請求を論じる必要がないことも読み取れます。

司法試験では限られた時間で答案を作成するため、問題文から論述すべき内容とその分量を読み取ることが大切です。そのうえで、先生が作成された採点基準でも相当の点数が振られている、①問題文中の事実の（端的な）引用、②条文の適示、③（問いに対応した）結論の明示、を意識して論述しましょう。

本講座の復習としては答案構成の段階でどれだけ①②③を意識できていたか、それらをどれだけ答案に反映できたかを確認されることが望ましいですが、その際には、以下の採点シートをご活用いただければと思います。

以上

2019年度 法律文書錬成講座（商法） 採点シート

※久保先生が作成された採点基準を基に、松原が作成しました。

※全体評価は、得点率に応じ、A：70%～、B：69～55%、C：54～40%、
D：～39%としました。

さん

設問1（合計50点）

423条1項の任務懈怠責任に関する問題であることを、 条文を示して指摘している	2 / 2	
YがZ社の取締役であることを指摘している	1 / 1	
任務懈怠について検討している		
Yが善管注意義務を負うことに言及している （条文（330条、民644条）を示していなければ 1点減点）	1 / 2	14 / 25
解説で示された①②③のいずれかの時点での 調査義務（ないし監視義務。義務の名称 にこだわる必要はない）の有無が問題となる ことを提示している （その際、何年何月の時点での問題か（義務違反 の有無の判断をいつの時点について行うか）を きちんと提示せず、単に「調査義務の有無が問題 となる」程度の指摘をするにとどまる場合には 1点減点）	1 / 2	
検討の際、解説に挙げられたような任務発生の 根拠となる事実を摘示している （1つでも挙げていれば4点、以後適宜加点 する）	9 / 12	
Yがなすべきであった任務を示している （調査をすべきであった、貸付を直ちに中止 すべきであった、など）	0 / 4	
Yの懈怠の事実を摘示している	2 / 4	
任務懈怠の有無についての結論を示している	1 / 1	

損害の認定	4 / 4
因果関係の認定 (単に「因果関係がある」というだけの記述であれば2点。 任務懈怠がなければ損害が発生しなかったといえるかどうか、 問題文中の事実を適示して説明しているならば6点)	2 / 6
結論を述べている	2 / 2
印象点 (誤字は多くないか、論述の順序は理路整然としているか、 文章はわかりやすいか、など、読みやすさを総合判断する)	5 / 10
合計	30 / 50

※複数の時点について検討している場合、7.5点を限度として追加点を与えることができる。その際の配点は、上記の配点を半分にしたものを用いる。

設問2 (合計60点)

(1) 否決された議案についての取消しの訴えの可否		
結論をきちんと提示している	4 / 4	13 / 18
結論に至るまでの理由が示されている (理由づけが結論をきちんと支えるものになっていない場合、すなわち論理性に欠ける場合には適宜減点)	6 / 10	
印象点	3 / 4	
(2) 非株主の代理人を入場させて行なった決議の効力		
瑕疵の有無の判断		18 / 32
決議の方法の定款違反が問題となることをきちんと示している (831条1項1号の提示は必須)	0 / 2	
Eの入場が認められるか否かについて、結論を示している	4 / 4	
結論に至るまでの理由が示されている (論理性が欠けると解される場合には適宜減点)	5 / 10	

裁量棄却		/ 16
瑕疵が重大でないといえるかについて結論を示している	/ 2	
事実を示して根拠づけができて いる（Eが非株主であること等）	/ 6	
決議に影響を及ぼさないといえるかについて結論を示している	/ 2	
事実を示して根拠づけができて いる（Dの議決権数、会議でのE の発言等）	/ 6	
印象点		4 / 10
合計		35 / 60

※「瑕疵がない」との理由で裁量棄却の検討を行っていない場合、瑕疵の有無の判断に関する点数を2倍にする。

※裁量棄却の判断について「重大性」「影響が及ばないこと」の2要件のいずれかが認められるとして他方の検討を行っていない場合、点数を1.5倍にすること（たとえば重大性についての検討が8点に相当する一方、重大性ありとして影響が及ばないことについて一切検討していないということであれば、12点をつける）

65 / 110

【答案全体に対するコメント】

論点に関する論証は概ね良いと思います。本問を通じて決議権数等の
論述方法を固められることをおすすめします。
また、条文摘示の誤りは注意して下さい。
問題提起の奇効の記載にぎこちなさを感じました。

21

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法	2年・3年・修了生		

設問1

第1 XはY23条1項に基づきYの責任追及請求権を提起し、
社に請求し、請求の日から60日以内にYがY23条1項を提起し
なければ株主代表訴訟を提起する(会社法847条1項、3項。
以下、法全を略)。

1 YはY23条1項の責任を成立するを検討する。

(1) YはY23条1項の「取締役」である。

(2) Y23条1項の「取締役(以下「代取」) Yの「任期」は、完全子会社A社の
の管理監督が含まれる。完全子会社A社の利益は、完全
親会社の利益となる。Y23条1項の「業務の一環」
として、代取の「任期」に含まれると解する。

(3) Yは「任期」を怠ったと主張する。

① 平成29年8月に、YがBに「株主金」の増額について尋ねたところ、
Bは「株主金」の増額、一時取引先の信用状態は把握しているが、
この説明をした。Yは、株主金の増額は平成27年度頃からの
3年間のうちに、という比較的短期間のことであると、経営に
より把握しているBの説明を信じ、これ以上の調査を怠り、
A社の管理を怠ったと主張する。

② しかし、3点もA社の株主金の増額を決定し、A社の
管理士から何らかの対処を求められた状況下の平成31年4
月8日の取締役会において、Yが詳細な調査を求めた他の取締役
の意見に賛同し、特に手打したことを決定したことは、
経営判断とYの経営判断に裁量があるとしても、合理的とはい
えない。上記のような状況下においては、Yは、Y23条1項の調査
を怠ったと認められよう。

③ さらに、BがA社に貸し付けたことは、

この点に賛同して
いるのは非常に
素晴らしいです!

「任期を怠った」
と主張するが、
「株主金」の増額
など、(3)の段階で
検討してもよい
かと思われます。

~~貸し付け~~ 貸し付けの金額は取締役会の承認を経て行われ、
 経営状態に異常がありA社に何の調査もせず2000
 万円を貸し付けたというA社の管理監督任務懈怠、B社の資
 産管理注意義務(330条、民法644条)違反により、
 損害賠償責任を負う。

(4) (3) ②について、債権管理上の不作為、長期にわたる売却金の増額という事情から、調査しなかったことが通常おこなわれると認められ、調査しなかったことが、過失である。

(3) ③について、二社目Bから2000万円の貸し付け依頼がなかったこと、貸し付けにあたり詳細な事情聴取が必要であったこと、二社目Bから貸し付けたことにより過失がある。

(5) A社は令和元年8月、事実上倒産したため、完全親会社にはB社の出資金全額と、貸し付け2000万円を回収する損害賠償責任が生じた。

(6) YがA社を平成31年10月8日の取締役会にて、A社の調査を決定し、相応の会計知識を持つ者によるA社の経営不能であることは判明した調査により、B社商品と積戻しした積戻ししたことで、財務状況が悪化したことは判明したため、(B社解雇) A社の倒産はA社の倒産に帰せらるる。また、2000万円を貸し付けたことも過失である。

とB社の取締役懈怠と損害の間に因果関係はあり、

責任を負う。Yは423条1項の責任を負う。

第2 Xは、429条1項の責任に基づいてYの責任違反の消滅を提起するに十分な理由がある。由縁はXがB社をA社の株主の下落という困難状況にある。そして、困難状況の消滅は、株主は423条1項の責任を負うと違反して責任を負う。同条の「第3項」にはあるが、同条の責任違反は727条。

②の時点については、YがA社の調査を行なったこと、
 ③の時点については、YがB社への貸し付けを行ったこと、
 について、客観的に困難な事由(免責事由)があることを示すといふこと。

(1) 部分は問題文の事情からは断言しにくいでしょう。

全体コメントで述べた通り、この点は言及する必要はないと思います。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法	2年・3年・修了生		

評価(ABCD)

設問2(内1)

W社は株主、Yは、原告通称を有している。YはA提起も
総会決議の日から3ヶ月以内Yは(831条1項)。

端的に検討してい
よいです!

YはYの利益を有するといえる。

5 Yの利益とは、当該訴訟を判断するに必要と認め
るが合理的かという判断であり、訴訟経費の10%の概
念である。

あまり見慣れない
定義です。

10 本件では、WはYの支持者であり、本件決議はYの解任を
否決したため、~~本件決議を~~取り消すことに合理的な
理由はないように見える。

15 Wは、解任の解任、解任結果の否決は解任の
要件であり(857条1項)、~~Yは~~同Yの提起の
以上、Yの解任のYに認容する可能性があ
る。本件決議を取り消して解任のYを提起
することは合理的理由があるといえる。

YはYの利益は認められ、裁判所は本案判決を
下す。

(内2)

20 本件決議総会には、Yと株主TはEが参加しており、
Yと定款に反してYは(831条1項1号)に該当しないため、
定款13条の文意上、株主TはEは総会に代理
人として参加する。同条に違反してYと見られる。

25 Wは、代理人の制限は総会に更新等をした人
を除くことができる。この目的は合致しているのは
株主TはEと見られると解するべきである。

この趣意で
あれば、
Eが決議に不利
な発言を
何度もした
人の数、その割合

毎年Eは開会してあり、総会に更新等を受ける

ページ

裏面へ
がほしいという

それは24~27. 同条に違反した。

27-28, 831条1項1号に該当する。本件決議は
取り消されなければならぬ。

以上。

5

10

15

20

25

30

↑ ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

1. 答案の型について

採点した答案は、①はじめに要件を列挙するもの、②要件を列挙せず要件ごとにナンバリングや段落分けをするもの、に大まかに分かれました。いずれの型でも構わないのはもちろんなのですが、要件の検討漏れがないよう気を付けましょう。

2. 善管注意義務違反という任務懈怠の論述方法

注意義務違反を論述する際には、①不審事由の存在から、②注意義務の内容（いつの時点で、どのような義務を負うか）を明らかにしたうえで、③注意義務の違反があったことを示します。本問では、例えば、平成29年8月以降もA社の売掛金の額は増えつづけており、Z社は平成31年4月にA社顧問税理士からA社のC社に対する売掛金の額が突出して高くA社の資金繰りにも影響が出るので早急に何らかの対処を行った方がよいという報告を受け、平成31年4月8日の定例取締役会ではZ社取締役からもA社への詳細な調査したほうがよいとの意見も出ていたことから（①）、Z社代表取締役としてZ社の完全子会社たるA社の利益を最大化し、ひいてはZ社の利益を最大化する責務を負うYは、平成31年4月頃にはA社とC社間の取引状況といったA社の財務状況を調査する義務を負っていたところ（②）、Yは同義務に反してA社への調査を行わなかった（③）、というように述べることができます。

3. 論述内容を絞る必要性和その方法

設問1では「考えられる主張及びその主張の当否」が問われていることに加え、設問2で（問1）が独立した問題とされていることからすると、設問1では責任追及等の訴えの訴訟要件を述べる必要がないと考えられます。また、「責任追及等の訴えを提起する場合」とされていることから、会社法429条1項に基づく損害賠償請求を論じる必要がないことも読み取れます。

司法試験では限られた時間で答案を作成するため、問題文から論述すべき内容とその分量を読み取ることが大切です。そのうえで、先生が作成された採点基準でも相当の点数が振られている、①問題文中の事実の（端的な）引用、②条文の適示、③（問いに対応した）結論の明示、を意識して論述しましょう。

本講座の復習としては答案構成の段階でどれだけ①②③を意識できていたか、それらをどれだけ答案に反映できたかを確認されることが望ましいですが、その際には、以下の採点シートをご活用いただければと思います。

以上

2019年度 法律文書練成講座（商法） 採点シート

※久保先生が作成された採点基準を基に、松原が作成しました。

※全体評価は、得点率に応じ、A：70%～、B：69～55%、C：54～40%、D：～39%としました。

さん

設問1（合計50点）

423条1項の任務懈怠責任に関する問題であることを、 条文を示して指摘している	2 / 2	
YがZ社の取締役であることを指摘している	1 / 1	
任務懈怠について検討している		
Yが善管注意義務を負うことに言及している (条文(330条、民644条)を示していなければ 1点減点)	2 / 2	
解説で示された①②③のいずれかの時点での 調査義務(ないし監視義務。義務の名称 にこだわる必要はない)の有無が問題となる ことを提示している (その際、何年何月の時点での問題か(義務違反 の有無の判断をいつの時点について行うか)を きちんと提示せず、単に「調査義務の有無が問題 となる」程度の指摘をするにとどまる場合には 1点減点)	1 / 2 +0.5	
検討の際、解説に挙げられたような任務発生の 根拠となる事実を摘示している (1つでも挙げていれば4点、以後適宜加点 する)	11 / 12	
Yがなすべきであった任務を示している (調査をすべきであった、貸付を直ちに中止 すべきであった、など)	4 / 4	
Yの懈怠の事実を摘示している	4 / 4	
任務懈怠の有無についての結論を示している	1 / 1	
		23 / 25

損害の認定	4 / 4
因果関係の認定 (単に「因果関係がある」というだけの記述であれば2点。 任務懈怠がなければ損害が発生しなかったといえるかどうか、 問題文中の事実を適示して説明しているならば6点)	6 / 6
結論を述べている	1 / 2
印象点 (誤字は多くないか、論述の順序は理路整然としている か、文章はわかりやすいか、など、読みやすさを総合判断する)	6 / 10
合計	43.5 / 50

※複数の時点について検討している場合、7.5点を限度として追加点を与えることができる。その際の配点は、上記の配点を半分にしたものを用いる。

設問2 (合計60点)

(1) 否決された議案についての取消しの訴えの可否		
結論をきちんと提示している	4 / 4	8 / 18
結論に至るまでの理由が示されている (理由づけが結論をきちんと支えるものにな っていない場合、すなわち論理性に欠ける 場合には適宜減点)	2 / 10	
印象点	2 / 4	
(2) 非株主の代理人を入場させて行なった決議の効力		
瑕疵の有無の判断		12 / 32
決議の方法の定款違反が問題と なることをきちんと示している (831条1項1号の提示は必須)	1 / 2	
Eの入場が認められるか否か について、結論を示している	2 / 4	
結論に至るまでの理由が示され ている (論理性が欠けると解される 場合には適宜減点)	3 / 10	

裁量棄却		/ 16
瑕疵が重大でないといえるかについて結論を示している	/ 2	
事実を示して根拠づけができて いる（Eが非株主であること等）	/ 6	
決議に影響を及ぼさないといえるかについて結論を示している	/ 2	
事実を示して根拠づけができて いる（Dの議決権数、会議でのEの発言等）	/ 6	
印象点		5 / 10
合計		25 / 60

※「瑕疵がない」との理由で裁量棄却の検討を行っていない場合、瑕疵の有無の判断に関する点数を2倍にする。

※裁量棄却の判断について「重大性」「影響が及ばないこと」の2要件のいずれかが認められるとして他方の検討を行っていない場合、点数を1.5倍にすること（たとえば重大性についての検討が8点に相当する一方、重大性ありとして影響が及ばないことについて一切検討していないということであれば、12点をつける）

68.5 / 110

【答案全体に対するコメント】

設問1は問題点をもちなく気づいており大変よかったと思います。
設問2は問1、問2ともベースとなっている百選判例がありますので、その論点について論述することの準備をしておきましょう。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法	2年・3年・修了生		

評価(ABCD)

71

〔設問1〕

1 XはYに対し、847条1項による責任追及として、423条1項の任務懈怠責任を主張することが考えられる。

5 2(1)「任務を怠った」とは、^(423条1項)取締役が負う、善管注意義務(330条、民法644条)及び忠実義務(355条)に違反したことをいい、義務違反は任務懈怠につき認められればよいと解する。

10 (2) ア Yは、Z社の代表取締役であり、「取締役」にあたる。

イ それでは、「任務懈怠」が認められるか。

A社の業績は、遅くとも、平成31年1月以降には資本欠損の状態に陥っており、その時点以降、A社に貸付けを行うことは極めてリスクの高い行為といえる。

15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1098 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1198 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1298 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1398 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1496 1497 1498 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1596 1597 1598 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1696 1697 1698 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1718 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1780 1781 1782 1783 1784 1785 1786 1787 1788 1789 1790 1791 1792 1793 1794 1795 1796 1797 1798 1799 1800 1801 1802 1803 1804 1805 1806 1807 1808 1809 1810 1811 1812 1813 1814 1815 1816 1817 1818 1819 1820 1821 1822 1823 1824 1825 1826 1827 1828 1829 1830 1831 1832 1833 1834 1835 1836 1837 1838 1839 1840 1841 1842 1843 1844 1845 1846 1847 1848 1849 1850 1851 1852 1853 1854 1855 1856 1857 1858 1859 1860 1861 1862 1863 1864 1865 1866 1867 1868 1869 1870 1871 1872 1873 1874 1875 1876 1877 1878 1879 1880 1881 1882 1883 1884 1885 1886 1887 1888 1889 1890 1891 1892 1893 1894 1895 1896 1897 1898 1899 1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925 1926 1927 1928 1929 1930 1931 1932 1933 1934 1935 1936 1937 1938 1939 1940 1941 1942 1943 1944 1945 1946 1947 1948 1949 1950 1951 1952 1953 1954 1955 1956 1957 1958 1959 1960 1961 1962 1963 1964 1965 1966 1967 1968 1969 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2100 2101 2102 2103 2104 2105 2106 2107 2108 2109 2110 2111 2112 2113 2114 2115 2116 2117 2118 2119 2120 2121 2122 2123 2124 2125 2126 2127 2128 2129 2130 2131 2132 2133 2134 2135 2136 2137 2138 2139 2140 2141 2142 2143 2144 2145 2146 2147 2148 2149 2150 2151 2152 2153 2154 2155 2156 2157 2158 2159 2160 2161 2162 2163 2164 2165 2166 2167 2168 2169 2170 2171 2172 2173 2174 2175 2176 2177 2178 2179 2180 2181 2182 2183 2184 2185 2186 2187 2188 2189 2190 2191 2192 2193 2194 2195 2196 2197 2198 2199 2200 2201 2202 2203 2204 2205 2206 2207 2208 2209 2210 2211 2212 2213 2214 2215 2216 2217 2218 2219 2220 2221 2222 2223 2224 2225 2226 2227 2228 2229 2230 2231 2232 2233 2234 2235 2236 2237 2238 2239 2240 2241 2242 2243 2244 2245 2246 2247 2248 2249 2250 2251 2252 2253 2254 2255 2256 2257 2258 2259 2260 2261 2262 2263 2264 2265 2266 2267 2268 2269 2270 2271 2272 2273 2274 2275 2276 2277 2278 2279 2280 2281 2282 2283 2284 2285 2286 2287 2288 2289 2290 2291 2292 2293 2294 2295 2296 2297 2298 2299 2300 2301 2302 2303 2304 2305 2306 2307 2308 2309 2310 2311 2312 2313 2314 2315 2316 2317 2318 2319 2320 2321 2322 2323 2324 2325 2326 2327 2328 2329 2330 2331 2332 2333 2334 2335 2336 2337 2338 2339 2340 2341 2342 2343 2344 2345 2346 2347 2348 2349 2350 2351 2352 2353 2354 2355 2356 2357 2358 2359 2360 2361 2362 2363 2364 2365 2366 2367 2368 2369 2370 2371 2372 2373 2374 2375 2376 2377 2378 2379 2380 2381 2382 2383 2384 2385 2386 2387 2388 2389 2390 2391 2392 2393 2394 2395 2396 2397 2398 2399 2400 2401 2402 2403 2404 2405 2406 2407 2408 2409 2410 2411 2412 2413 2414 2415 2416 2417 2418 2419 2420 2421 2422 2423 2424 2425 2426 2427 2428 2429 2430 2431 2432 2433 2434 2435 2436 2437 2438 2439 2440 2441 2442 2443 2444 2445 2446 2447 2448 2449 2450 2451 2452 2453 2454 2455 2456 2457 2458 2459 2460 2461 2462 2463 2464 2465 2466 2467 2468 2469 2470 2471 2472 2473 2474 2475 2476 2477 2478 2479 2480 2481 2482 2483 2484 2485 2486 2487 2488 2489 2490 2491 2492 2493 2494 2495 2496 2497 2498 2499 2500 2501 2502 2503 2504 2505 2506 2507 2508 2509 2510 2511 2512 2513 2514 2515 2516 2517 2518 2519 2520 2521 2522 2523 2524 2525 2526 2527 2528 2529 2530 2531 2532 2533 2534 2535 2536 2537 2538 2539 2540 2541 2542 2543 2544 2545 2546 2547 2548 2549 2550 2551 2552 2553 2554 2555 2556 2557 2558 2559 2560 2561 2562 2563 2564 2565 2566 2567 2568 2569 2570

任意懈怠事実 2点
結論 1点
因果関係 4点
結論 2点
印番点 5点
理由付け 10点
結論 4点
印番点 3点

それにもかかわらず、Yは、Bの「信用状態は把握して
おり問題ない」とのあいまいな説明及び「消費税率P₂」
のための設備投資として必要であるとの説明を信用して2000
5 5月の貸付を行^おった。A社の状況を知らず必要な調査をしていない。
よって、Yに任意懈怠が認められる。
ウ そして、~~B~~ Bが違法な横流し等としていた事実は、
相応の全計欠損額を有するものであることは判明するものであ
たのであり、経営の専門家としてありては、知り得た
といえ、Yに過失が認められる。
10 E また、Yが十分調査を行~~な~~ずして、2000年5月の
貸付けは行われていたかどうか、たのてあるから、損害と任
意懈怠に因果関係も認められる。
3 以上から、~~Yは831条に基づき任意懈怠責任が認め~~
~~られ、Xの主張は認められる。~~
15 [設問2]
(問1)
1 本件決議は、議案を否決したものであるか、裁判
所は、本案判決をすべきか。
2 831条が株主総会決議の取消しを認めたのは、
20 株主総会の決議により、~~を~~ 新たな法律関係が種
生じていくため、~~その~~ 法的安定性と株主等の保護の観
点から、一定の期間(3カ月)に限り、取消しの訴えを
認め、その判決につき対世効を認めたものである。
25 かかる趣意からすると、~~831条~~「決議」(831条1項)と
は、~~承認~~ 承認の決議を意味し、何ら法律効果を発生さ
せない、否決の決議は「決議」にあたらないと解
する。
3 したがって、本件、否決の決議には、訴えの利益が
認められず、裁判所は本案判決をすべきでない
30 と考える。

※3

※4

※5

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

計31

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法	(2年)3年・修了生		

評価(ABCD)

(問2)

1 本件決議の取り消し事由として、定款で定めず代理人以外の代理人が決議をしたことを理由として、~~その~~総会の決議方法が定款に反すると主張することか考
えらるるか認めらるるか、

2 この点、310条は、議決権の代理行使を原則として認めている。それにそがかわらず、Z社は、定款で代理人を株主に限定している。かか、定款の定めは有効か。

(1) 株主総会は、全社の意思決定を行う重要な審議の場である。このような場所に、総会屋など、全社運営を妨害する目的を有する者が入ってくると、総会がかく乱され、適切な意思決定ができず、全社に甚しい損害が生ずる恐れが生ずる。このため、かか、弊害を防止する趣旨で、合理的といえり範囲であれば、定款によって一定の制限を設けることも適法と解する。

(2) 本件定款は、全社の運営につき統制と責任を有する株主に代理人を限定しており、合理的な範囲といえる。

3 (1) まことに、定款で株主に代理人を限定しているとしても、総会かく乱の弊害に生れないのであれば、定款の趣旨に反せず、代理人として認めらるべきと解する。

(2) 本件弁護士は、一定の職業専門家としての社会的地位があり、弁護士倫理、懲戒処分等により適正が担保されているといえ、かく乱の恐れは少ないともいえる。

理由付け

5点

3 ページ

裏面へ

(3) しかし、弁護士であっても、特定の依頼人~~女子~~の意向を考慮して、発言をせざるを得ないし、法的知識を用いて、総会をかく乱することも可能であり、本件においても、EはDが期待したとありの論陣を張り、激しく非難しており、実質的に総会をかく乱しているといえる。

(4) したがって、弁護士であっても、総会かく乱のおそれがあり、~~本件代理は~~定款13条に違反する。

4 以上から、本件決議には決議方法に定款違反があるといえる。

5 (1) ~~本件決議は~~ ^(しかし、EはD) 決議は2000株であり、これが賛成又は無効となっても、反対は2万個であり、決議に影響がないとも思える。この点、取消し~~は~~請求は裁量棄却されたいか(831条2項)。

(2) 本件Eは、総会において、賛成派を非難し、他の株主が反対に回すようせん知している。かかる事実からするとEが出席していなければ、反対派が賛成に転ずる可能性は否定できたいといえる。

(3) したがって、「決議に影響を及ぼさないもの」と認められたい。(831条2項)

6 以上から、本件決議は取り消さるべきと解する
以上

【講評・ さん】

●全体

全体的よくできていました。私が採点した7通の答案のうち、もっとも点数が高かったです。致命的な論点の欠落がなかったという点もさることながら、説得的な規範展開（よく勉強しておられます）、具体的事実の摘示等、バランスの良い答案です。また、この制限時間・分量でも書き負けない筆力もあるように思われました。

●＊1について

任務懈怠のような規範的な要件（民刑の「過失」もしかりですが）は、具体的事実を前提として初めてその内容が定まります。そうしたところ、 さんの答案では、倒産リスクが高まっているという事実のみで直ちに調査義務を認めています。たとえ完全子会社であったとしても、善管注意義務の一環である調査義務が認められるためには、取締役においてその具体的な根拠事実を覚知していなければならないはずです。その点に少し違和感を覚えました。

また、冒頭から安心して読んでいられたのですが、1頁目15行目以下から少しきな臭く感じました。というのも、A社はZ社の完全子会社であるところ、Yが適切な調査等を行わなかったために、A社は倒産するに至ったわけです。そうすると、Z社に生じた損害は貸付金2000万円の焦げ付きのみならず、Z社が有するA社の株式全てが水の泡になってしまったということになります。Z社が被った損害がこのように莫大なものである場合、Yに追求すべきはこのA社の株式全ての額ということにすべきではないでしょうか。このように考えると、「貸倒れが生じないてしまわないよう適切に調査をする注意義務があるといえる」とすると、論点がずれているように見受けられます。本問は、東京地平成13年1月25日判時1760号144頁を題材にするものであり、これに即して先ほどの表現を正せば、「子会社が倒産しないよう適切に調査をする注意義務があるといえる」とすべきだったと思います。この問題では、原則は子会社に対する監視監督責任までは認められないが、例外的に子会社に対する監視監督責任を認めることができる場合があるところ、問

ではその例外に当たるか、という点を論じて欲しかったのです。

●* 2 について

* 1 と同様です。注意義務の対象が違っています。

●* 3 について

現在、阪大のロースクールでどのような指導がなされているかは分かりませんが、採点項目に「過失」が入っていませんでした。任務懈怠責任の検討において、「過失」が占める位置付けについては諸説あるので、復習の際にチェックしておくの良いと思います（リーガルクエスト会社法に記載があったように思います）。

●* 4 について

損害についても、単に2000万円の焦げ付きにとどまらないと思われます。

●* 5 について

問題提起としては、もう少し踏み込んで「訴えの利益が認められるか」等とすべきだったと思います。2頁目28行目以下に「訴えの利益が認められず」と言及があり、最後にはどの論点について論じているのか分かるようになっていますが、冒頭で明示した方が良いと思います。

●* 6 について

831条1項1号は必ず指摘しましょう。これが指摘できているかどうかについても配点がありました（2点）。

●* 7 について

定款13条と同様の定款の有効性については、特段の事情がない限り有効であるとするのが大きな方向性ですので、ここまで手厚く論じる必要性はないように思いました。

●* 8 について

本問では、定款13条に反して裁量的に非株主代理人を総会に入れても良いか、が主たる論点でした。

なお、採点者向けの解説には、「判例（最判昭和51年12月24日民集30巻1

1号1076頁)では、同様の定款のもとでも、株主総会が攪乱され会社の利益が害される恐れがなく、かつ代理行使を認めないことでかえって株主としての意見を反映させることを奪うような不当な結論をもたらす場合については、非株主を代理人として議決権を行使させても定款に違反しないとしている」,「(採点者注:東京高判平成22年11月24日資料版商事322号180頁)は恣意的な運用を避けるためにはむしろ入場させてはならないと考えているようにも読める」等と言及されていました。株主総会攪乱防止による会社利益の実現か株主総会の恣意的な運用防止による会社利益の実現か、そのいずれの方向を取るかで結論がある程度変わる面白い問題だと思います。

■□さいごに□■

もしご不明な点や書き直し答案の添削の必要等があれば、お気軽に下記メールアドレスにご連絡ください。なお、私が担当した他の人にも一律にメールアドレスを教えていますので、立て込んでしまえば返信が遅れてしまうかもしれませんが、ご了承ください。

メールアドレス：euler2357@yahoo.co.jp (中嶋洋一)

以上